

令和 3 年 5 月 20 日
社会福祉法人日本保育協会

令和 4 年度保育関係予算要望

わが国の少子高齢化の進行は、人口減少の時代に突入するなどこれまでの予想を超える厳しい状況にあり、少子化対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の充実のため、安定した保育所等の運営には、消費税以外の財源を含む 1 兆円超の財源が必要です。併せて、「新子育て安心プラン」などにに基づき、待機児童を早期に解消するとともに、人口減少地域での保育の確保、保育士不足の解消など保育の質の向上を確保することが必要です。

また、「こども庁」の検討に当たっては、子ども・子育て支援の更なる充実など子どもの視点に立った検討が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体が大きく影響を受けて、大変厳しい状況下ではありますが、令和 3 年度の補正予算も含めて、以下の事項を要望します。

1. 子ども・子育て支援新制度の推進のための恒久的な財源の確保

子ども・子育て支援新制度を推進していくためには、消費税以外の 0.3 兆円超を含む 1 兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保すること。

2. 職員の定着・確保を図るための職員処遇の改善

- (1) 保育標準時間認定に係る公定価格について、積み上げ方式を堅持しながら子どもの年齢、子どもの数及び保育時間(11時間開所)に対応した単価に改善すること。
- (2) 職員の処遇改善に当たっては、加算方式だけでなく、保育士と全産業種との賃金格差を考慮し、公定価格の基本単価を引き上げるなど大幅な改善を行うこと。
- (3) 子どもの年齢に対応した保育士等の配置を改善すること。
- (4) チーム保育推進加算の要件を緩和・撤廃すること。
- (5) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度を今後も堅持すること。
- (6) 所長設置加算が基本単価に位置付けられたが、保育所長の資格基準を定めること。
- (7) アレルギー等の児童への対応のため、栄養管理加算の更なる充実及び調理員の配置基準の見直しを図ること。
- (8) 気になる子どもや障害児等の支援の充実を図ること。
- (9) 保育所等の経営基盤強化のために常勤の事務職員の配置や ICT 化等を推進すること。
- (10) 子どもや職員の安全を図る対策を充実すること。

3. 保育の質を高める保育対策等の充実

(1) 保育士等保育所職員研修の拡充

- ①研修期間中の代替保育士の雇上経費の日数及び単価改善を図ること。
- ②保育士等に対する研修体系の整備と内容の拡充を図るなど、すべての保育士等が無理なく受講できるよう、研修体系の整備を図ること。
- ③令和4年度を目途とする研修受講の必須化については、今般のコロナ禍における研修の実施状況等も勘案して慎重な検討を行うこと。

(2) 子どもの健康・安全確保のために保育所等に看護師を配置すること。また、看護師の配置のあり方について検討を行うこと。

(3) 放課後児童対策の拡充を図ること。

4. 保育所等における地域の子育て支援の推進

(1) 延長保育事業費について、子どもの年齢、人数及び延長時間数に対応した補助制度とするとともに、子どもの安全を確保する観点から子どもが少人数の施設についても2人の保育士等の配置が可能な補助単価とすること。

(2) 保育所等の地域の子育て支援の強化を図るため、支援担当の保育士等を配置すること。

(3) 主任保育士等の役割を明確化するとともに、主任保育士等の専任加算の要件を緩和・撤廃すること。

(4) 病児保育事業については、地域の子育て家庭のセーフティネットとして、利用子ども数が少ない保育所等でも安定した運営ができるよう改善を図ること。

5. 子どもの減少地域の保育所等の支援の強化

地域の人口減少に伴い、子ども数も減少している状況を踏まえ、認可保育所等への支援強化など、地域の保育の場の確保のため、当面、次のような対応を図ること。

(1) 定員改定が早急にかつ円滑に行われるような仕組みの創設

(2) 急激な子ども数の減少が生じた場合の臨時的、経過的な公定価格の確保

6. 保育所等施設整備費予算の拡充

新子育て安心プランに基づく保育の供給体制の整備や子どもの環境改善のために、補助基準単価や面積基準の改善、外構工事及び非常時の備蓄などへの対応拡大並びに「保育対策総合支援事業費補助金」の予算の継続と拡充を図ること。

7. 企業主導型保育事業に対する都道府県等の関与

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、都道府県等の関与の仕組みを強化すること。

8. 子育て家庭の負担軽減

幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月から実施されているが、引き続き、子育て家庭の負担の軽減を図ること。また、支給認定の満3歳児の扱いについて、認定間の整合性を図ること。

9. 新型コロナウイルス感染症等の発生時の保育の対応

今般の新型コロナウイルス感染症やその他感染症等の発生時における保育の取り扱いについて、検証を図りながら、関連通知の整備とともに、感染症を始めとする保健衛生対策の充実を図ること。

10. 税制改正要望

(1) 社会福祉法人に対する法人税非課税を維持すること

今後の人口減少・超高齢化に伴い急増・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のセーフティネットとして、社会福祉法人が持てる力を最大限発揮していくため、現行の社会福祉法人の法人税非課税等の税制を維持すること。

(2) 保育所等の用に貸した土地及び建物については、貸主の固定資産税及び相続税を減免・免除すること